

群馬大学大学院医学系研究科教授会規程

平成16. 4. 1 制定

改正 平成23. 4. 1 平成24. 4. 1

平成26. 4. 1 平成26.12.16

平成27. 4. 1 平成29.10.17

令和 3.11.16

(趣 旨)

第1条 この規程は、群馬大学教授会規則（平成16年4月1日制定）の規定に基づき、群馬大学大学院医学系研究科教授会（以下「教授会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定める。

(組 織)

第2条 教授会は、医学系研究科（以下「本研究科」という。）の主担当を命ぜられた教授（以下「構成員」という。）をもって組織する。

2 教授会は、以下の者を構成員に加えることができる。

(1) 本研究科における学位論文の作成等に対する指導を担当する講座及び分野の教授又は准教授

(2) 医学部附属病院の主担当を命ぜられた教授

(審議事項)

第3条 教授会は、群馬大学教授会規則第3条第1項の規定に基づき、次の事項について審議する。ただし、第3号に掲げる事項の審議は、前条第1項及び第2項第2号の構成員で行う。

(1) 学生の入学、卒業及び課程の修了に関する事項

(2) 学位の授与に関する事項

(3) 大学教員の教育研究業績等の審査に関する事項

(4) 群馬大学学則第50条第3号に規定する除籍

2 前項に掲げるもののほか、教授会は、群馬大学教授会規則第3条第2項の規定に基づき、次の事項を審議する。ただし、第5号及び第6号に掲げる事項の審議は、前条第1項及び第2項第2号の構成員で行う。

(1) 本研究科の教育課程の編成に関する事項

(2) 学生の在籍に関する事項（前項に掲げるものを除く。）

(3) 本研究科附属の教育研究施設の設置・改廃に関する事項

(4) 学生の厚生補導に関する事項

(5) 研究科長の適任者選考に関する事項

(6) 評議員の推薦に関する事項

(7) 本研究科に関する規則等の制定・改廃に関する事項

(8) 予算に関する重要な事項（教育研究に関する専門的な観点からの審議に限る。）

(9) その他本研究科の教育研究に関する事項

(議 長)

第4条 教授会に議長を置き、本研究科長をもって充てる。

2 議長は、教授会を主宰する。

3 議長に事故あるときは、あらかじめ研究科長が指名した教授がその職務を代行する。

(会 議)

第5条 教授会は、構成員（海外渡航中及び休職中の者並びに連携講座の客員教授を除く。）の3分の2以上の出席がなければ成立しない。

(議決の方法)

第6条 教授会の議事は、出席した構成員の過半数により決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 前項の規定にかかわらず、第3条第1項第1号及び第2号の議事は、出席した構成員の3分の2以上の賛成をもって決する。

(構成員以外の者の出席)

第7条 教授会が必要と認めたときは、構成員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴くことができる。

(幹事等)

第8条 教授会に、幹事及び書記を置く。

2 幹事は、事務部長及び事務部次長を、書記は総務課庶務係長をもって充てる。

(事 務)

第9条 教授会の事務は、昭和地区事務部総務課において処理する。

(規程の改廃)

第10条 この規程の改廃は、研究科長が行う。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年12月16日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年10月17日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年11月16日から施行する。